

令和元年和泉市教育委員会第 10 回定例会

日 時:令和元年 10 月 10 日(木) 午後 3 時 00 分から
場 所:和泉市役所 3 号館 3 階 市議会委員会室

出席者 教育委員会

教育長	小川 秀幸
委員	槇野 勝美
委員	藤原 安次
委員	藤原 真佐子

事務局

参与	森吉 豊
教育次長兼学校教育部長 (学校教育部)	並木 敏昭
教育指導監	大槻 亮志
次長兼教育センター所長	杉前 洋
教育総務室長	土本 英也
指導室長	上田 茂幸
教育総務室総務企画担当課長	東 直樹
教育総務室学校施設担当課長	藤原 寛
教育総務室保健給食担当課長	田中 靖晃
指導室指導担当課長	大野 浩昭
指導室教職員担当課長	鈴木 俊孝
指導室人権教育担当課長	阪下 誠
教育総務室総務企画担当総括主幹	山本 暢子
教育総務室保健給食担当総括主幹	藤原 利依
教育総務室総務企画担当主幹	岩井 靖久
教育総務室総務企画担当総括主査	蓮池 昌司
(こども部)	
こども部長	北野 泰史
こども未来室長	山本 幸永
(生涯学習部)	
生涯学習部長	堂ノ上 宏幸
生涯学習部次長	
文化財振興・読書振興・久保惣記念美術館担当	乾 哲也
生涯学習・スポーツ振興・青少年センター担当	辻野 明子

文化財振興課長
久保惣記念美術館総括参事
生涯学習課長
スポーツ振興課長
生涯学習課長補佐
スポーツ振興課長補佐

森下 徹
橋詰 文之
尾郷 森太郎
鍛冶 公哉
黒川 亜弓
上岡 繁

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 審議事項

議案第 36 号 和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について

4. 報告事項

- (1) 令和元年度和泉市心豊かな子ども育成連絡会について
- (2) 和泉市文化財保護審議会委員の委嘱について
- (3) 2020 年和泉市成人式(はたちのつどい)について
- (4) 第 63 回和泉市民文化祭について
- (5) 和泉市総合スポーツセンターに係るネーミングライツ・パートナー募集について
- (6) IZUMI スポーツフェスティバルの開催について
- (7) 特別展「絵画でランデヴーー東西美術の出逢いー」の開催について
- (8) 令和元年第 3 回定例会における議決審議の結果等について(別冊)

5. その他の報告事項

6. 閉 会

小川教育長	それでは、定刻となりましたので、令和元年和泉市教育委員会第 10 回定例会を開会させていただきます。 本日は、本間委員と松尾委員から欠席のご連絡をいただき、欠席届も提出されておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条の規定により、過半数以上の委員は出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。 まず、第 9 回定例会の会議録ですが、事前に配布し、ご確認いただいておりますが、ご異議はございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、第 9 回定例会の会議録について承認することいたします。 続きまして、今回の会議録署名委員の指名でございますが、藤原安次委員と榎野委員にお願いいたしますので、よろしくお願いします。 それでは、議事を進めさせていただく前に、まず、はじめに、こども部より第 8 回定例会の議案に関連する報告の申し出がありましたので、部長より報告願います。
北野部長	こども部長の北野です。「和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定」について、議案撤回の件につきましてご報告申し上げます。当該条例改正につきましては、市議会第 3 回定例会に提案するため、8 月の定例教育委員会で審議の上、可決いただきましたが、8 月 30 日官報で当該条例の元となっています国基準の改正につきまして誤りがあると掲載され、さらに国において精査していることを確認しました。これによりまして、提案議案につきましても修正が必要なことから 9 月 10 日に議案担当部署に撤回請求の依頼をし、総務部より市議会議長宛に撤回請求を提出いただきました。 机上に 9 月 12 日にメール送信させていただきました市長から教育長への報告文書を改めて配布していますのでご確認をお願いします。 その撤回請求に基づき、9 月 25 日の市議会定例会におきまして、撤回について全会一致で承認をいただきましたのでご報告申し上げます。 今後は、9 月 25 日の官報に掲載されました訂正後の国基準改正を精査し、改めて改正条例について教育委員会で審議いただき、市議会に提案する予定です。時期については慎重に判断してまいります。 なお、市条例が改正されていない場合でも、国基準の附則に「1 年間は国基準を市町村条例で定める基準とみなす」と規定されていることから、無償化の事務には影響がないものです。以上です。
小川教育長	この件について、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、改めまして議事を進めさせていただきます。 本日は、審議事項 1 件、報告事項 8 件になります。

尾郷課長	それでは、議案第 36 号「和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、事務局（生涯学習課）より説明願います。 生涯学習課長の尾郷です。 2 ページ、議案第 36 号「和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について」説明いたします。 7 ページをお願いします。規則改正の理由は、留守家庭児童会保護者負担金のうち延長負担金について、保護者への還付事務を減らすとともに、入会事務等に関する記載事項の見直しを行うものでございます。 続いて、8 ページからの新旧対照表により、改正内容の詳細を説明いたします。 第 7 条に第 3 項を追加する改正は、留守家庭児童会保護者負担金のうち 18 時以降の延長利用に係る負担金の納付時期を、利用した当月末から翌月末に変更するものです。 第 10 条第 2 項につきましては、第 7 条第 3 項の追加に伴い、文言の一部を修正するものでございます。 次に、9 ページの様式第 1 号につきましては、中段の表の保護者情報の次に設けられている入会希望理由欄について、保護者の就学と出産・疾病等の段を分割し、それぞれの必要書類を明確化するものでございます。 次に、10 ページの様式第 2 号につきましては、中段の勤務証明書、勤務時間等の欄に、入会審査時に公平性を保つための判断基準として“1 ヶ月あたりの平均就労時間”に関する項目を新たに設け、下段の自営業申立書には、1 ヶ月あたりの平均就労時間に加え、自営先情報の項目を新たに設けるものでございます。 次に、11 ページの様式第 9 号につきましては、中段の児童氏名等の欄に在籍クラスの項目を追加し、備考欄に延長負担金の納付時期に関する記載を追加、また、保護者の情報欄について必要最小限の情報収集に留めるため、勤務終了時間、勤務先から学校までの所要時間及び通勤方法の項目を削除する他、文言の修正を行うものでございます。 最後に 7 ページに戻っていただき、附則でございます。 第 1 項の施行期日につきましては、様式第 1 号及び第 2 号の改正規定は公布の日から、第 7 条及び様式第 9 号の改正規定については令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。 第 2 項から第 4 項までは、準備行為及び経過措置について定めるもので、本年 11 月 1 日から開始する令和 2 年度入会受付に対応するとともに、誤って旧様式が提出された場合でも、必要事項を確認することにより有効な書類として取り扱うことを可能とするために規定するものです。 議案第 36 号「和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について」の説明は以上でございます。
------	--

小川教育長	ただいま議案第 36 号の説明が終わりました。何かご質問等ございませんか。
藤原真佐子委員	よく分からないので教えていただきたいのですが、通常は 5 時までが留守家庭児童会の時間となっているかと思いますが、延長が 6 時から 7 時までとはどういうことですか。
尾郷課長	留守家庭児童会は通常 6 時までの開設で、7 時まで延長することができると規定されております。5 時までというのは、児童が一人で帰ることができる時間の区切りとして設けています。
藤原真佐子委員	もう 1 点、もし延長を利用するとなると、重複で記入しなければならない項目が多いと思います。入会申請書と延長利用届出書を同じ 1 枚の用紙にしてもよいのではないですか。わざわざ分ける必要があるのですか。
尾郷課長	入会申請書につきましては、今年の 11 月、12 月の申請時に提出していただくもので、延長利用届出書につきましては、入会後の来年 4 月以降に提出していただく書類ということで、様式が分かれています。
小川教育長	他にご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 36 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 36 号は、原案どおり可決いたします。 審議事項は以上ですので、報告事項に移ります。 以下の内容を報告して終了。 報告事項 (1) 令和元年度和泉市心豊かな子ども育成連絡会について (2) 和泉市文化財保護審議会委員の委嘱について (3) 2020 年和泉市成人式（はたちのつどい）について (4) 第 63 回和泉市民文化祭について (5) 和泉市総合スポーツセンターに係るネーミングライツ・パートナー募集について (6) IZUMI スポーツフェスティバルの開催について (7) 特別展「絵画でランデヴーー東西美術の出会いー」の開催について (8) 令和元年第 3 回定例会における議決審議の結果等について

令和元年和泉市教育委員会第10回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関する事など非公開となる案件は傍聴できません。